

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第50回）

最終保障提供責務の導入等に伴う
基礎的電気通信役務制度の在り方に関する
第三次答申に向けた意見

令和8年4月7日

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

ケーブルテレビの現状

- ケーブルテレビ全事業者数 4 5 2 社
- 加入世帯数
- 世帯普及率

3, 1 8 4 万世帯
52.4%

出典：総務省「ケーブルテレビの現状」（令和6年12月版）

【ケーブルテレビ連盟加盟社情報】

- 加盟社数

3 3 7 社
(全事業者のうち約75%が加盟)

- 総接続世帯数

2, 8 0 4 万世帯
(接続率：46.1%)

- インターネット接続加入世帯数
- 多チャンネルサービス加入世帯数
- 電話サービス加入世帯数
- 事業売上

1, 0 9 7 万世帯
7 6 1 万世帯
8 6 7 万世帯
1 兆 4, 8 1 0 億円

出典：日本ケーブルテレビ連盟2024年_業界レポート

【CATV業界におけるBBユニバ関連事業者情報】

- 第二種適格電気通信事業者
- R8負担事業者（※）

1 社
5 8 社
(会員事業者の17%)

※TCA発表の対象事業者100社の中のCATV事業者数（JCOMグループは1社でカウント）

「最終保障提供責務の発生要件と履行手続」について

(検討事項①)：最終保障提供責務の発生要件と履行手続)

(2)「正当な理由」、「特にやむを得ない理由」等のガイドライン化に向けた検討

- 区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」等について、その内容の具体化を図るため「**最終保障提供責務に係るガイドライン（仮称）**」を策定。令和8年5月を目途に、事業者ヒアリング等で示された具体例を基に**事務局にて作成したガイドライン案**について、御審議いただく予定。

<参考（一次答申（案）にて示されたガイドライン規定項目の例）>

- 区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」
- 最終保障電気通信事業者が役務提供の開始を拒否できる「特にやむを得ない理由」
- 最終保障電気通信事業者が役務の提供を終了できる「正当な理由」
- 最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力の在り方
- 近隣電気通信事業者が最終保障電気通信事業者への協力を拒否できる「正当な理由」

協力側が役務提供を拒否できる『正当な理由』として、予備芯線の不足時などのケースをガイドラインに明示いただきたいと思います。

「最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方」について

(検討事項②)：最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方)

(2) 第二種交付金制度の見直し

② 地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について

- ・ 地域会社がその担当第二種支援区域以外の第二種単位区域において、提供する最終保障電気通信役務に係る交付金交付の手続は、適格電気通信事業者における交付金の交付手続と同様とすることが想定されるが、適格電気通信事業者と同様の手続を定めることとして良いか。

同様の手続きとすることに賛同します。

最終保障提供責務の場合、利用者の求めに応じて整備が行われますが、年単位での交付金手続きで対応するとの理解です。

第二種適格電気通信事業者と最終保障提供責務の事業者との関係において、第二種適格電気通信事業者の認定が新規に行われる場合、または認定が変更され、あるいは取り消される場合、最終保障提供責務にかかわる交付金の停止が同時に実施されることが想定されます。

制度の安定性を維持し、新制度へ混乱なく移行させるためにも、最終保障提供スキームに基づいて交付すべき必要な交付金は、同スキームの求める役割を果たすために必要な期間が確保され、適切に交付されることが必要と考えます。

「最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方」について

(検討事項②)：最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方)

(2) 第二種交付金制度の見直し

③ 第二種交付金の算定方針について

- ・ 一次答申(案)において、「最終保障電気通信役務の提供に要する費用」については、
 - ①光ファイバ等の整備費(減価償却費)と維持費を対象とし、また「必要十分かつ合理的な水準の額」として、最終保障提供責務の履行に実際に要した費用から実際に得られた収入を差し引いた額(収入費用方式)を基本に検討していくことや、
 - ②最終保障電気通信事業者が「必要な協力」の対価として近隣電気通信事業者に支払うべき料金の額について、合理的な水準であることを求める方向で、交付金制度の詳細設計の中で引き続き検討していくことが適当とされたが、具体的にどのような制度設計とすれば、現行制度と新制度がシームレスな制度となるか。

制度の安定性と透明性を確保し、現行制度から新制度へ混乱なく移行させる観点から、「収入費用方式」の採用に賛同します。

ただし、利用者単位の「点」での整備は、面的な整備に比べコストが高くなる傾向があることから、その特殊性を踏まえ、1利用者当たりの補填金額の上限を設けること等について継続検討が必要と考えます。

近隣事業者や地方自治体の設備(IRU)を借りてサービス提供を行う際、回線使用料のみならず、事業者が実際に負担している「修繕費」「電柱共架料」「獣害対応費」等の維持管理コストが適切に原価認定されるよう、適正な算定条件を設定いただくことを強く要望します。

「現行の第二種交付金制度の見直し」について

(検討事項④：現行の第二種交付金制度の見直し)

(1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象についての検討

① 譲受した公設設備に係る第二種交付金について

法施行日時点において整備された公設設備を法施行日以降に譲受する場合と同様に、法施行日以前に譲受した公設設備や法施行日以降に整備されその後譲受した公設設備についても第二種交付金の対象とすべきか

不採算地域での役務提供を維持するため、譲受時期に関わらず当該設備を交付対象とすべき、と考える一方で、一定の遡及期間を設ける等の検討は必要と考えます。

また、将来の事業継続性を重視し「無償譲受設備であっても、将来の有償更新分は更新翌年度から算入を認める」といった現行制度の維持は必要と考えます。

「現行の第二種交付金制度の見直し」について

(検討事項④：現行の第二種交付金制度の見直し)

(1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象についての検討

② 大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域に係る第二種交付金について

大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域について、第二種適格電気通信事業者の前事業年度の収支が黒字であっても第二種交付金の対象とすべきか

過疎地域等の極めて収支が厳しいエリアを抱える事業者が、特定区域の役務提供の維持を断念せざるを得なくなることを防ぐために、当該事業者について前事業年度の収支が黒字であったとしても交付対象とすることは不可欠と考えます。

一方で、特別支援区域における交付要件の変更については、これまでの答申において整理された考え方（内部相互補助の期待等）を踏まえ、また、交付金・負担金額の見込みが明らかでない現状に鑑み、慎重に行うべきです。

特に、電気通信事業全体の収支状況のみを一律の判断基準とし、規模の利益を求めて広域での内部相互補助による役務提供が可能な事業者とそのような事業運営を行うことが出来ない中小規模の事業者とを同列に扱うことは、実質的な公平性を欠く恐れがあります。

したがって、黒字の事業者も交付金の対象とする制度変更にあたっては、地域のブロードバンド環境を維持する意欲ある事業者の参入促進と、負担金の過度な増加抑制の両立を図るため、広域での内部相互補助が可能な事業者を除外するなど、公正有効競争条件の確保を可能とする柔軟かつ実態に即した制度設計が必要と考えます。

「現行の第二種交付金制度の見直し」について

(検討事項④)：現行の第二種交付金制度の見直し)

(1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象についての検討

③ 第二種交付金の交付の継続について

第二種適格電気通信事業者として担当支援区域において新規整備・民設移行を行った結果、第二種交付金の交付対象となった地域については、その後、例えば支援区域の指定が解除されるといった状況の変化に関わらず、一定の期間は、継続的に第二種交付金が交付される仕組みを検討すべきか

④ より迅速な第二種交付金の交付について

現状は、サービス提供開始から第二種交付金の交付開始まで約2年間を必要とするが、例えばサービス提供開始を予定している段階でも原価の算定を可能とするなど、より早期に交付金の交付を開始することができる仕組みを検討すべきか

多額の初期投資を伴うため、投資コスト回収（減価償却）期間に応じた長期の継続交付は不可欠と考えます。

また、現状の「約2年の交付待ち期間」は、特に中小事業者のキャッシュフローを著しく圧迫し、投資判断を躊躇させる最大の要因となっており、交付期間の短縮（交付の迅速化）を要望します。

「現行の第二種交付金制度の見直し」について

(検討事項④：現行の第二種交付金制度の見直し)

(2) 支援区域として指定すべき区域についての検討

① 今後新たに光ファイバを整備する区域について

今後、新たに光ファイバを整備した区域において提供する第二号基礎的電気通信役務が赤字である場合は、当該新たに光ファイバを整備をした区域を未整備の特別支援区域として指定することとし、当該赤字について第二種交付金を交付する仕組みを検討すべきか

最終保障提供責務の要請に基づかない、通常の経営判断による新設エリアの整備にまで交付対象を広げることは、市場原理を歪め、結果として国民負担の増大を招くため、強く反対します。

なお、新たに整備が必要な区域において、サービス提供を希望する利用者が孤立してしまうような場合には、第二種交付金ではなく「最終保障提供責務」の枠組みで解決するのが妥当と考えます。

「現行の第二種交付金制度の見直し」について

(検討事項④)：現行の第二種交付金制度の見直し)

(2) 支援区域として指定すべき区域についての検討

② 海底ケーブルが必須となる離島等の区域について

海底ケーブルが必須となる離島等の区域をすべて特別支援区域として指定することとし、これらの区域で第二号基礎的電気通信役務を提供することにより生ずる赤字について第二種交付金を交付する仕組みを検討すべきか

ブロードバンド以外の用途にも利用する海底ケーブルに関しては、まずはユニバーサルサービス制度以外の枠組み（国の補助金等）の活用を検討すべきと考えます。

これら他制度の支援対象外となった場合に初めて、本制度での検討に着手するという慎重なアプローチを採ることが妥当と考えます。